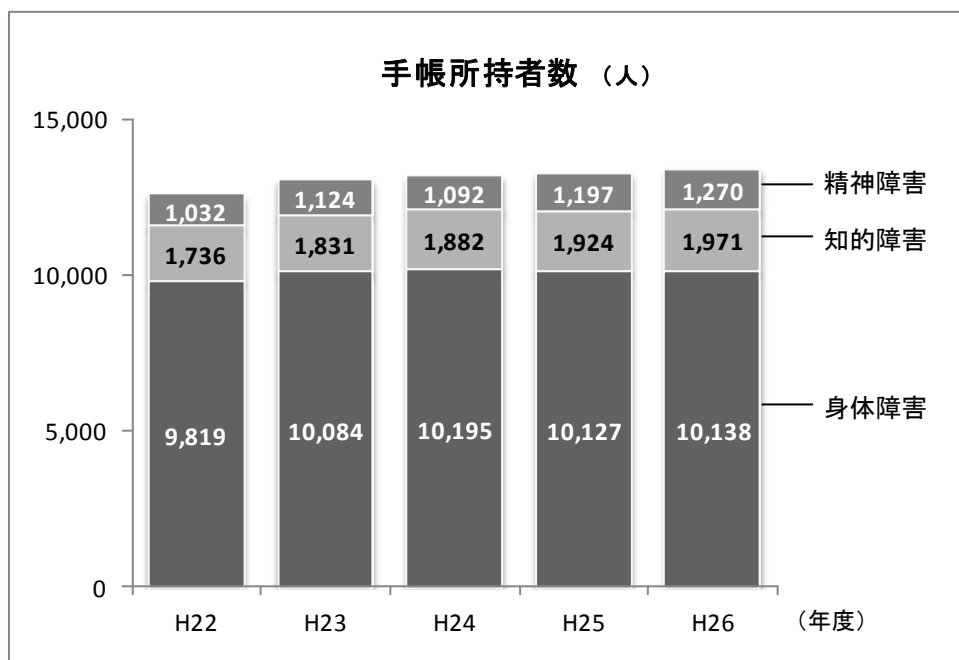


## ◎ 現状と課題

### (1) 現 状

- 長岡市はこの10年間で3度の市町村合併により、市域は広大なものとなりました。市街地や山間部、海岸部と多様性のある地域を抱え、人口も約28万人の特例市となりました。

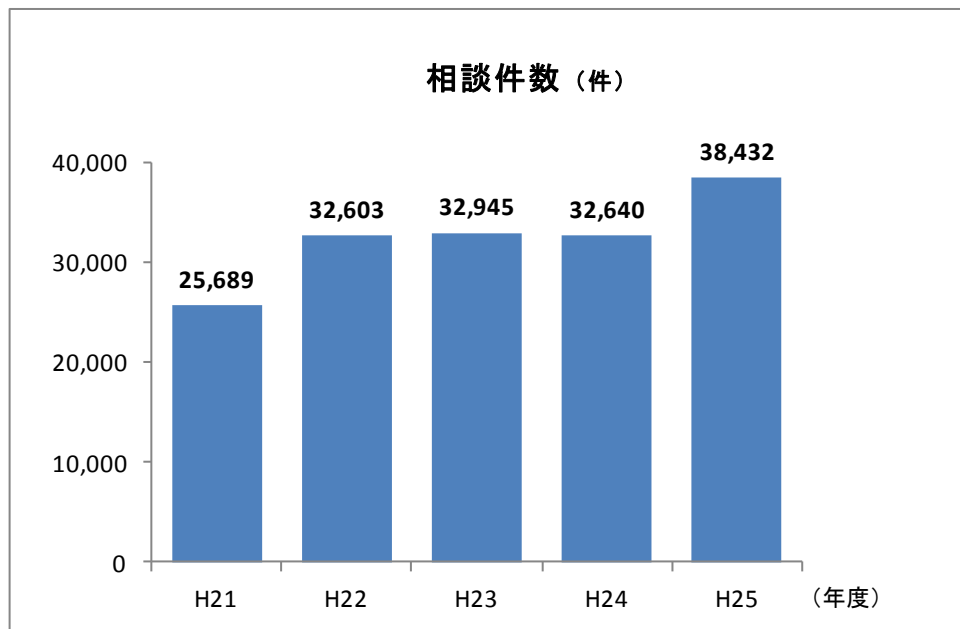
各障害の手帳所持者についても、合わせて1万3千人を超えており、その中でも、知的障害や精神障害の手帳取得が、緩やかですが増加の傾向にあります。



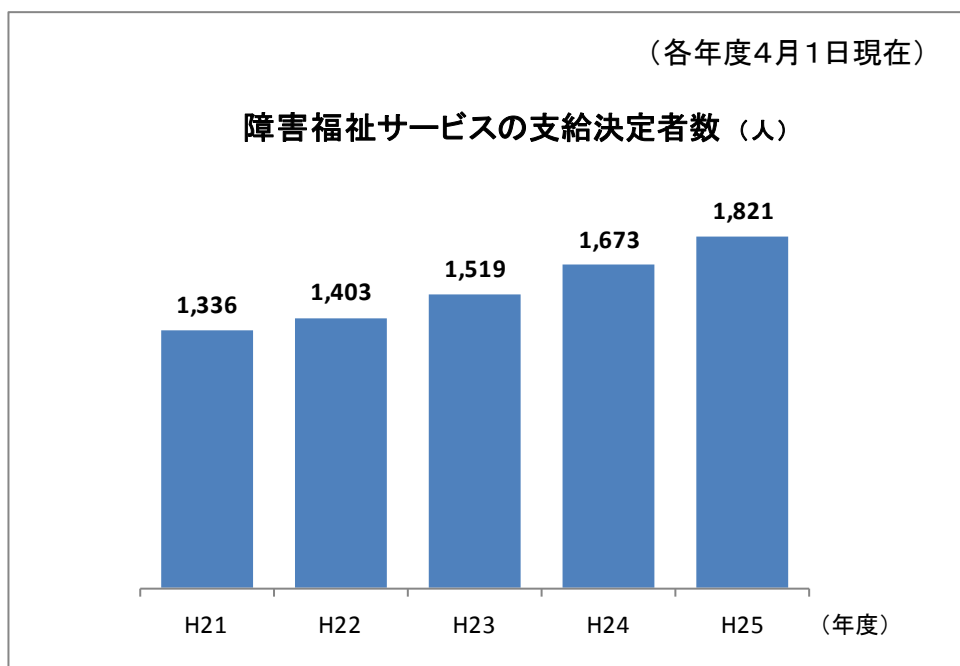
(各年度4月1日現在)

|      | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害 | 9,819  | 10,084 | 10,195 | 10,127 | 10,138 |
| 知的障害 | 1,736  | 1,831  | 1,882  | 1,924  | 1,971  |
| 精神障害 | 1,032  | 1,124  | 1,092  | 1,197  | 1,270  |
| 合計   | 12,587 | 13,039 | 13,169 | 13,248 | 13,379 |

- 障害のある人やその家族等からの相談は、年々件数が増加しているだけでなく、地域ごとに異なる課題の解決が必要であったり、解決困難な相談に対応することも増えてきており、相談支援専門員や保健師等の果たす役割が大きくなってきています。



- これまでの計画の推進により、障害福祉サービスの提供基盤が徐々に充実してきており、障害福祉サービスの利用者数は年々増加しています。



## (2) 主要課題

### 《施策推進における共通の視点》 子どもから大人まで一貫した支援の推進

小学校・中学校・高等学校への入学をはじめとしたライフステージの変わり目や転居の場合など、生活や支援の環境が大きく変わるタイミングにおいては、障害のある人の状況が十分に引き継がれず、適切な支援が提供されないおそれがあります。

このため、本計画においては「途切れない支援」「一貫した支援」を共通の視点とするとともに、これを具体的な施策や支援体制等に反映させることにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### ① 相談支援体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で、日常生活及び社会生活を営むことができるようにするためには、地域の特性に配慮しながら総合的に支援していくことが必要です。

また、相談件数増加への対応、解決困難な事例への対応、差別や虐待に関する相談への対応、市内全域に行き届く相談支援体制の整備、支援が途切れないようにするための体制の整備、相談支援専門員等の人材の不足、などを解決するために、障害者基幹相談支援センターを設置するなどして相談支援体制を整備し直していくことが求められています。

#### ② 福祉施設や精神科病院から地域生活への移行促進

福祉施設に入所していたり、精神科病院に入院している人たちについても、できるかぎり住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、地域の受入れ体制や障害福祉サービスの提供基盤を整えていくことが必要です。

地域移行の促進については、第1期計画から取り組みを続けてきており、その結果、長岡市における施設入所者数は国の基本指針以上に削減が進んできました。

しかし、精神科病院に入院している人たちの地域生活移行（退院促進）はあまり進んでいないため、今後、さらに取り組みを強化していくことが求められています。

### ③ 地域生活支援拠点の整備

障害のある人が安心して地域生活できるようにするためには、居住支援機能と地域支援機能の両方を一体的に備えた多機能拠点を整備していくことが必要です。

地域生活を体験する場の提供や、24時間の相談受付、虐待などの緊急時に一時的に受け入れできる場所の確保、などの機能を備えた多機能の地域生活支援拠点は、地域生活移行の促進のためにも、早急に整備していくことが求められています。

### ④ 福祉施設からの一般就労の促進

平成18年度に障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）が施行されてから、就労支援に関するサービスは年々充実してきており、長岡市においても福祉施設からの一般就労者数は増加してきました。

しかし、目標としている数値にはまだ到達できていないため、引き続き、障害のある人への就労支援に力を入れていく必要があります。

### ⑤ 差別解消に向けた取り組みの推進

障害のある人が地域で生活するためには、障害のある人もない人も相互に理解し合い、ともにいきいきと暮らせるまちをつくっていく必要があります。

障害者虐待防止法（平成24年10月施行）や障害者差別解消法（平成25年6月公布、平成28年4月施行）ができたこともあり、障害のある人に対する不当な差別や虐待などがなくなるよう、これまで以上に力をいれて啓発活動などを行っていくことが求められています。

## ◎ 策定にあたって

### (1) 法的な位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画を一体的に策定したものです。

### (2) 基本的な考え方

ア この計画は、障害のある人に対する福祉施策について体系的、計画的に執行するための指針とし、今後、実施する各事業の基本となるものです。

イ この計画が、国、県、関係団体との連携と協力や市民の理解と積極的な参加によって実現されるよう努めます。

ウ この計画を実現するため、今後、国の制度改正や社会情勢の変化等に弾力的に対処し、必要に応じて事業の見直しを行う等、常に実効性のあるものにします。

### (3) 他の計画との関係

次の計画と整合性を図っています。

- ① 国の障害者基本計画
- ② 新潟県健康福祉ビジョン
- ③ 新潟県障害者計画
- ④ 新潟県障害福祉計画
- ⑤ 長岡市総合計画
- ⑥ 長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ⑦ 長岡市子ども・子育て支援事業計画（仮称）
- ⑧ ながおかヘルシープラン 21
- ⑨ 長岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ⑩ 長岡市地域防災計画
- ⑪ 長岡市住宅政策マスタープラン
- ⑫ 長岡市人権教育・啓発推進計画
- ⑬ 長岡市スポーツ振興基本計画

※平成 26 年厚労省告示第 231 号を受け、⑦長岡市子ども・子育て支援事業計画（仮称）との調和を図るとともに、障害児支援体制の整備にあたり、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策と連携を図ります。

#### (4) 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 29 年度までの3か年とし、平成 29 年度に次期計画の策定のため、見直しを行います。なお、計画期間中に法制度の改正等が行われ、それに伴い第 4 期計画の見直しが必要となった場合は、見直しを行います。

#### (5) 実態調査の実施

この計画を現実に即したものにするため、障害のある人の生活の実態や意向等を「長岡市障害者生活実態調査」という名称で調査しました。

##### ア 調査対象者

この調査は、主として障害福祉サービスの利用意向や地域生活移行に対する意向、就労状況と就労意向を明らかにするため、

- ① 障害者手帳を所持している 18 歳以上 65 歳未満の在宅の方  
(介護保険給付対象施設に入所されている方を除く)
- ② 新潟県内の障害児・者入所施設に入所している 18 歳以上の方
- ③ 障害者手帳を所持している 65 歳以上の方
- ④ 障害者手帳を所持している 18 歳未満の方

を対象に行いました。

##### イ 回収結果

|        | 調査数     | 回収数     | 回収率   |
|--------|---------|---------|-------|
| ①身体障害者 | 2,326 人 | 1,467 人 | 63.1% |
| ①知的障害者 | 1,091 人 | 712 人   | 65.3% |
| ①精神障害者 | 1,081 人 | 716 人   | 66.2% |
| ②施設入所者 | 398 人   | 342 人   | 85.9% |
| ③高齢者   | 960 人   | 708 人   | 73.8% |
| ④障害児   | 523 人   | 362 人   | 69.2% |
| 計      | 6,379 人 | 4,307 人 | 67.5% |

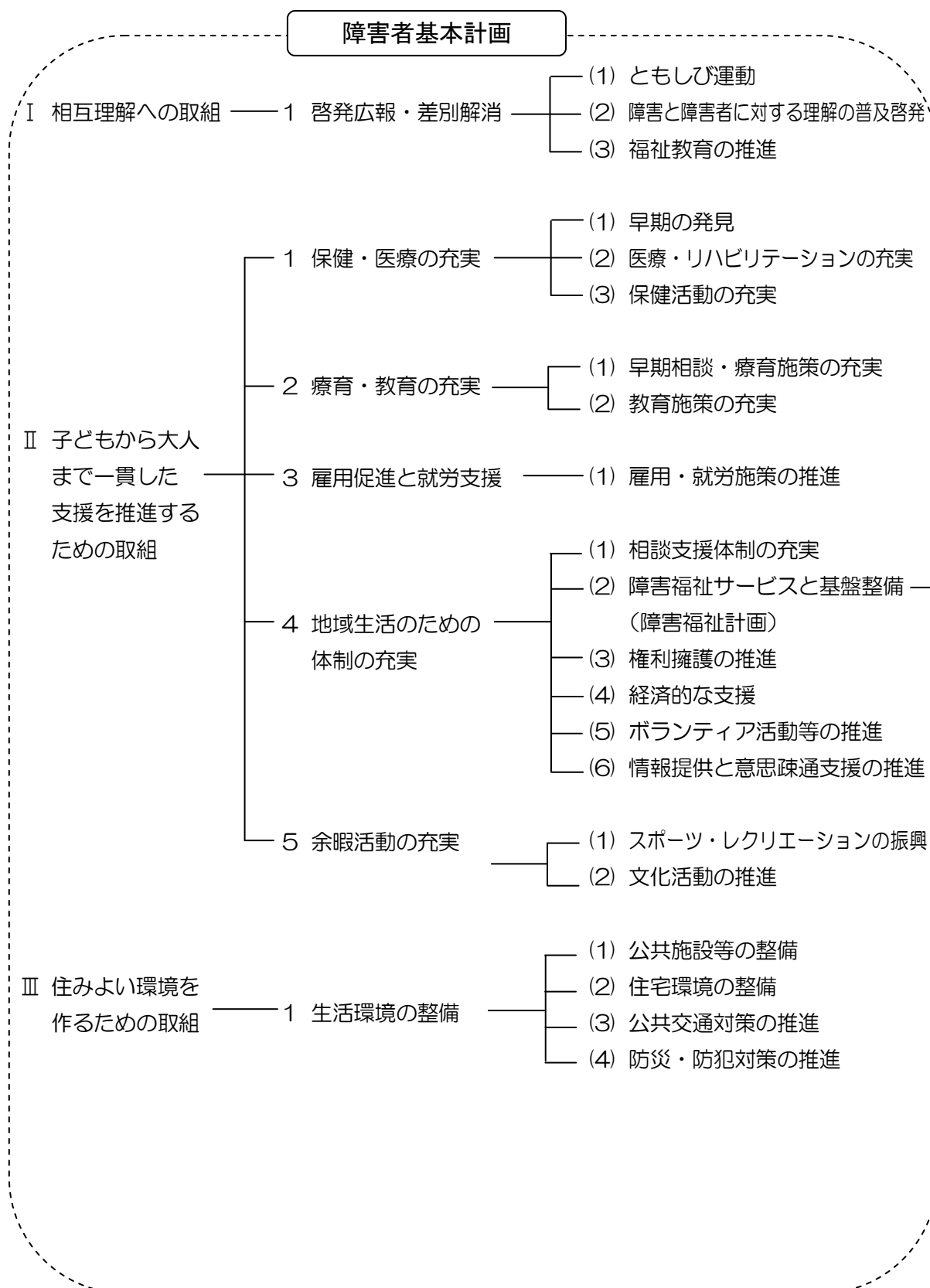
##### ウ 調査基準日

平成25年4月1日

##### エ 各論における表現

各論の中においては、この調査を「実態調査」と表します。

## ◎ 施策の体系図



## 障害福祉計画

### 1 平成 29 年度の目標値

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- (3) 地域生活支援拠点の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行

### 2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 障害児支援

### 3 地域生活支援事業の実施に関する事項

- (1) 必須事業
- (2) その他の任意事業

### 4 地域福祉の推進

- (1) 長岡市社会福祉協議会との連携
- (2) 障害者団体の支援
- (3) 地域福祉活動の拠点整備



## ◎ 施策体系の概要

### I 相互理解への取組

#### 1 啓発広報・差別解消

##### (1) ともしび運動

長岡市では、昭和 63 年から「ともしび運動」を展開し、ノーマライゼーションの理念の普及を図っています。

この「ともしび運動」は、長岡市の福祉行政の根幹をなすものであることから、今後も一貫した基本理念として積極的に推進し、「ともに生きる社会」の実現を目指します。

##### (2) 障害と障害者に対する理解の普及啓発

「ともに生きる社会」の実現に向けては、障害のある人に対する差別や偏見をなくす努力が必要です。

また、平成 28 年度からは障害者差別解消法が施行されることから、同法の主旨についても周知していく必要があります。

各種の取組により効果的な啓発広報を行いながら、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。

##### (3) 福祉教育の推進

障害者福祉に対する市民の理解を深めるためには、幼少時期からの福祉に関する学習と体験が必要です。

そのため、小中学校においては、教材の整備を進めるとともに、「総合的な学習の時間」等において福祉教育施策と関連させた学習と体験活動をさらに充実させます。

### II 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

#### 1 保健・医療の充実

##### (1) 早期の発見

乳幼児期及び成人期以降における病気の予防、早期発見、早期治療のため、総合的な保健・医療体制を推進することが必要です。

そのため、健診体制や相談体制など、各種施策の充実を図ります。

また、近年相談件数が増加している発達障害の早期発見と早期支援のために、保育園や幼稚園、学校等との連携体制を構築するとともに、発達障害について広く啓発することが必要です。

##### (2) 医療・リハビリテーションの充実

障害のある人が安心して医療を受けられるように助成制度の充実や利用促進を図るとともに、医療と福祉サービスの体制整備を促進します。

### (3) 保健活動の充実

障害のある人の様々な疾患への早期支援や機能低下の防止のため、訪問指導、相談などの実施に努めるとともに、予防活動に力を入れ、関係分野への施策の展開を推進します。

## 2 療育・教育の充実

### (1) 早期相談・療育施策の充実

特別な支援が必要な子どもの育成については、できるだけ早期に相談支援と適切な療育を行うことが必要です。集団のなかで配慮が必要な児童に早期に気づき、就学前から就学後まで継続した支援が行われるよう、早期療育関連事業の充実を図ります。

### (2) 教育施策の充実

特別な支援が必要な子どもの増加に対応するとともに、一人ひとりに応じた適切な教育を実現することが課題です。

そのため、施設・設備の整備充実を図るとともに、保育園・幼稚園、小中学校、特別支援学校及び関係機関が連携した支援体制づくりを進めます。

## 3 雇用促進と就労支援

### (1) 雇用・就労施策の推進

障害のある人がその能力と適性に応じて就労できるようにすることは、障害のある人の自立と社会参加を実現するうえで最も重要なことのひとつです。

障害のある人の雇用支援施策を推進し、一般就労の促進を図ります。

## 4 地域生活のための体制の充実

### (1) 相談支援体制の充実

保健・医療・福祉等それぞれのサービスが多様化、複雑化、細分化されてきている中、障害のある人や家族からの様々な相談に対応して、必要な情報の提供や必要なサービスの利用支援などを、関係機関との協力体制のもと推進しています。

今後も、地域の関係機関との連携強化等を行い、相談支援体制の充実を図ります。

### (2) 障害福祉サービスと基盤整備（障害福祉計画）

障害者総合支援法に基づき、「市町村障害福祉計画」を定め、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス提供体制を整備していきます。

### (3) 権利擁護の推進

障害のある人やその家族問題が大きくなる前からの早期支援が大切です。そのため、関係機関と連携をして、地域の見守りネットワークの構築、支援体制の充実とサービス利用体制の構築を図ります。

#### (4) 経済的な支援

適正な生活保護の実施や障害のある人の経済的基盤の確立に向けて、年金や様々な手当をはじめとする各種援助制度の理解や周知に努めます。

また、障害のある人が医療を受ける際の経済的負担の軽減を図るため、助成制度の利用促進を図ります。

#### (5) ボランティア活動等の推進

市民の誰もが各種のボランティア活動に参加できる体制を整備することが求められています。

そのため、長岡市社会福祉センター内に設置しているボランティアセンターや関係団体との連携をはじめ、市民全体にボランティア活動に対する理解と関心を高める啓発活動を推進します。

#### (6) 情報提供と意思疎通支援の推進

障害のある人が的確に情報の入手やコミュニケーションを図ることができるよう、様々な施策を推進します。

また、インターネットによる情報提供が一般的になってきていることから、ウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者を含め、誰もが情報を取得でき、提供されている機能やサービスを問題なく利用できること）に配慮したWebサイト作りに努めます。

### 5 余暇活動の充実

#### (1) スポーツ・レクリエーションの振興

健康の増進やリハビリテーションにも効果のあるスポーツ・レクリエーション活動により、障害のある人の健康の増進と社会参加の促進を図ります。

また、2020東京パラリンピック開催が決定したことを契機に、市内の障害者スポーツ活動の状況を把握するとともに、「競技」として活動する障害者スポーツ選手に対する育成支援を行います。

#### (2) 文化活動の推進

障害のある人が心豊かな生活を送り、積極的に社会参加をしていけるよう、芸術・文化活動の振興に努めます。

## Ⅲ 住みよい環境を作るための取組

### 1 生活環境の整備

#### (1) 公共施設等の整備

新潟県福祉のまちづくり条例に沿って、公共施設のバリアフリー化に努めてきた結果、施設の改善が順次進んでいます。

民間事業者を含めた施設設置者に対しさらなる理解と協力を求めていくとともに、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを推進していきます。

## (2) 住宅環境の整備

在宅福祉の充実に向けて、障害のある人に配慮した公営住宅の整備や個々の障害に応じた住宅の建築、改造等に対する支援を行います。

## (3) 公共交通対策の推進

障害のある人の屋外の移動を容易にするため、今後も引き続き、歩道及び公共交通機関等のバリアフリー化や公共交通機関の利用が難しい人に対する安全・安心な移動手段の提供に努めます。

## (4) 防災・防犯対策の推進

災害が起こったときに、障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者といわれる人々の保護や救援活動等の体制強化が求められています。

国の避難行動要支援者の避難支援ガイドラインや「長岡市地域防災計画」を踏まえて策定した「長岡市避難行動要支援者避難支援プラン」の活用を推進し、日本一災害に強いまちを目指します。

# ◎ 計画の推進体制

この計画の推進にあたり、「長岡市障害者施策推進協議会」において進捗管理を行うとともに、県、障害保健福祉圏域（中越圏域）関係市町村、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等の関係機関と連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進するものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、取組を進めていくことが必要になります。

そのため、PDCAサイクルを導入し、定期的に進捗を把握し、分析・評価の上課題等がある場合には、随時対応していきます。

※PDCAサイクルとは「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。